

「横浜市地震防災戦略」概要

1 地震防災戦略の基本的事項

- 対象地震 地震：元禄型関東地震
津波：慶長型地震
- 対象期間 平成25年度～平成34年度（10年間）
- 対策の選定と数値目標の設定

想定被害の発生原因を抽出し、それぞれの原因に対し減災効果の高い対策を重点的に推進することとします。また、対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定め、減災効果を求めることとします。

なお、数値目標の設定や減災効果の試算が困難な対策であっても、一定の効果が見込める対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとします。

2 横浜市の被害想定

平成24年10月に公表した新たな被害想定では、本市に最大の被害を及ぼす地震は元禄型関東地震で、本市の沿岸部で揺れが大きく最大震度は7と想定しています。

これまでの想定に比べ、火災による焼失棟数（6,903棟→77,700棟）及び死者数（88人→1,548人）が大幅に増加しました。また、津波による被害も今回新たに想定しています。

<元禄型関東地震の被害想定：M8.1／市内最大震度7 午後6時／風速6m/s／風向北>

種別	被害項目	被害単位	元禄型関東地震
建物被害	揺れ・液状化・崖崩れ・津波	全壊棟数	34,669棟
		半壊棟数	113,719棟
地震火災	出火	炎上出火件数	370件
	延焼	焼失棟数	77,700棟
人的被害	死者	人	3,260人
	負傷者	人	21,700人
避難者	避難者(1日後)	人	577,000人
	避難者(28日後) 下段は避難所生活者	人	335,000人 (218,000人)
帰宅困難者	平日の正午	人	455,000人

3 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、10年後の平成34年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定しました。

なお、国や県などの地震防災戦略における死者数や避難者数等に関する目標に加え、基礎自治体である本市では「発災時の混乱を抑え、市民の皆様の命を守る」ことや、「被災者の支援と早期復興を図る」ことについても目標として定め、取組を進めていきます。

横浜市地震防災戦略（平成34年度の目標）

基本目標Ⅰ：被害を最小限に抑える

- 目標1：死者数50%減少（約3,260人から約1,630人減少）
- 目標2：避難者数40%減少（約577,000人から約230,800人減少）
- 目標3：建物被害棟数（全壊・焼失）50%減少（約112,000棟から約56,000棟減少）

基本目標Ⅱ：発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

- 目標1：帰宅困難者の安全確保
- 目標2：災害対策本部機能の強化と適切な情報発信
- 目標3：医療、緊急時の交通の確保

基本目標Ⅲ：被災者の支援と早期復興を図る

- 目標1：避難者の安全・安心の確保
- 目標2：被災者の早期生活再建支援
- 目標3：被災中小企業支援など早期の経済再生

<重点施策>

- ・死者発生 の主な原因である建物倒壊及び火災延焼の防止に重点的に取り組みます。
- ・被害軽減には自助・共助が欠かせないため、市民及び地域の防災力向上に取り組みます。
- ・救急、物資輸送を支える道路ネットワークの構築や、災害時医療体制の強化を図ります。
- ・避難生活が長期に亘った東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災拠点の充実・強化を進めます。

目標を達成するための施策

施策Ⅰ-1. 建物倒壊等による被害防止

施策Ⅰ-2. 火災による被害の軽減

施策Ⅰ-3. 津波による被害防止

施策Ⅰ-4. がけくずれ、液状化対策の推進

施策Ⅰ-5. 市民及び地域の防災力向上

施策Ⅰ-6. ライフラインの被害防止

施策Ⅱ-1. 帰宅困難者の発生抑制と支援

施策Ⅱ-2. 災害対策本部機能の強化

施策Ⅱ-3. 市民への適切な情報発信

施策Ⅱ-4. 災害時医療体制等の強化

施策Ⅱ-5. 緊急輸送路等の整備

施策Ⅲ-1. 地域防災拠点の充実・強化

施策Ⅲ-2. ボランティアとの連携強化

施策Ⅲ-3. 被災者の早期生活再建支援

施策Ⅲ-4. 速やかな経済再生・復興に向けた取組

行動計画

<行動計画1> 民間建築物の耐震化

<行動計画2> 公共建築物の耐震化
<行動計画3> 落下・転倒による負傷の防止

<行動計画4> 火災に強い都市空間の形成

<行動計画5> 出火防止に向けた取組
<行動計画6> 地域の消火能力の向上
<行動計画7> 公設消防力の向上

<行動計画8> 津波防護施設の整備・改修

<行動計画9> 津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策
<行動計画10> 津波避難・救助対策の実施

<行動計画11> がけ地の安全対策の推進

<行動計画12> 液状化対策の推進

<行動計画13> 市民及び地域の防災力強化に向けた取組

<行動計画14> 災害時要援護者避難支援の推進

<行動計画15> ライフライン施設の耐震化

<行動計画16> 帰宅困難者対策の充実

<行動計画17> 外出者の帰宅支援

<行動計画18> 災害対策本部機能の強化

<行動計画19> 災害対策本部等における情報通信体制の強化

<行動計画20> 広報・広聴体制の強化

<行動計画21> 医療機関の機能・設備強化

<行動計画22> 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

<行動計画23> 遺体取扱体制の整備

<行動計画24> 緊急輸送路等の整備

<行動計画25> 港湾施設の強化等

<行動計画26> 地域防災拠点の充実・強化

<行動計画27> 燃料や飲料水等の備蓄・確保

<行動計画28> ボランティアの育成・支援

<行動計画29> 被災者に対する支援の充実

<行動計画30> 速やかな経済再生

<行動計画31> 事前復興計画の策定

◆民間建築物の耐震化

横浜市地震防災戦略 施策 I-1 建物倒壊による被害防止

減災対策推進特別委員会資料
平成 26 年 7 月 14 日
建 築 局

1 被害想定について (元禄型関東地震被害想定…冬の平日 18 時、北の風・風速 6m/s、最大震度 7)

	死者数 (総死者数 3,260 人に占める割合)	被害棟数	(内訳)
建物倒壊	1,695 人 (52%)	137,300 棟	全壊 34,300 棟、半壊 103,000 棟
火災	1,548 人 (47%)	77,700 棟	焼失

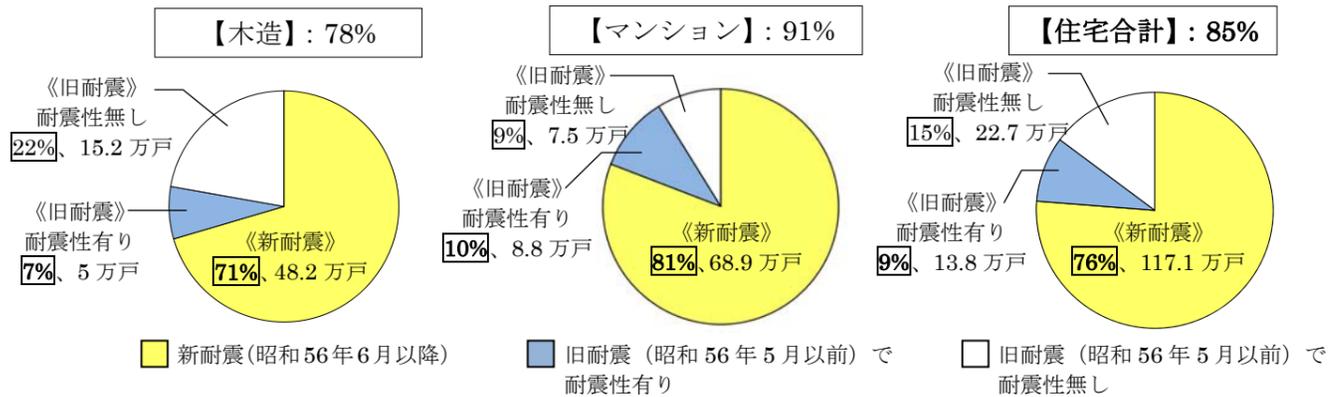
(阪神・淡路大震災の死因のうち、建物倒壊によるものは全体の 83.7% を占める。)

2 住宅 (木造、マンション) について

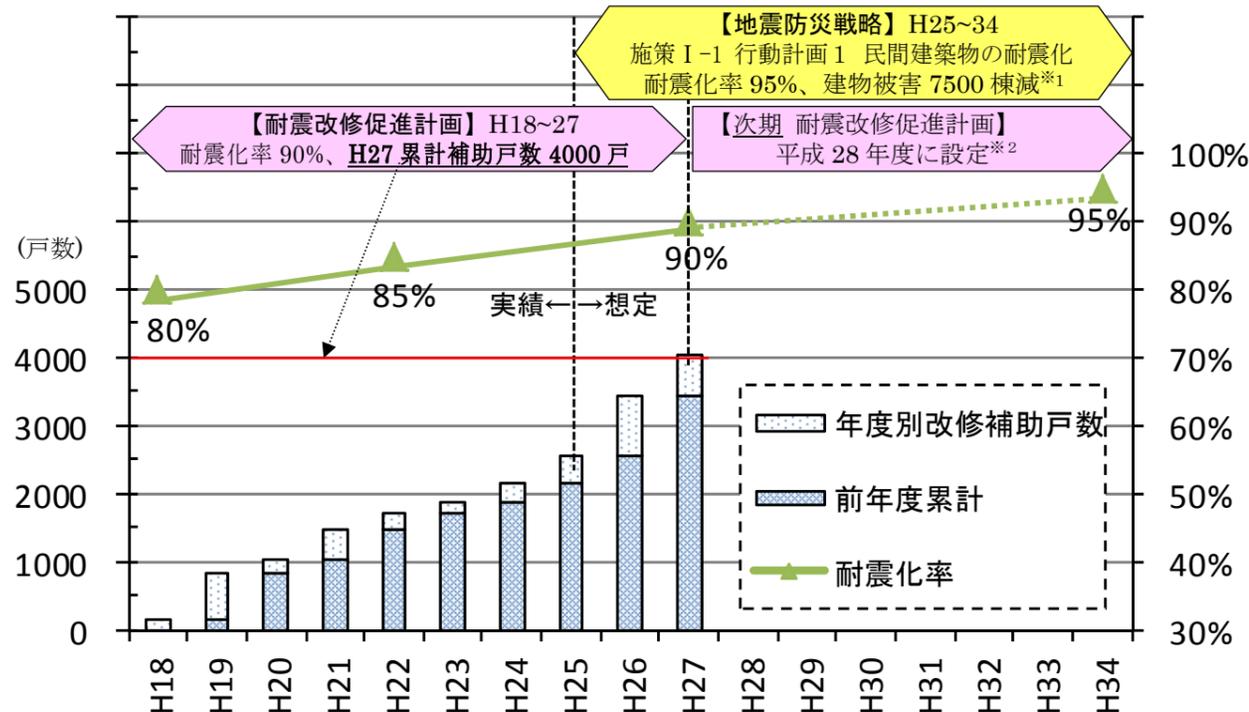
(1) 耐震化の目標値

- 横浜市耐震改修促進計画 : 平成 27 年度までに耐震化率 90%
- 横浜市地震防災戦略 : 平成 34 年度までに耐震化率 95%

(2) 耐震化率の現状値



(3) 進捗状況



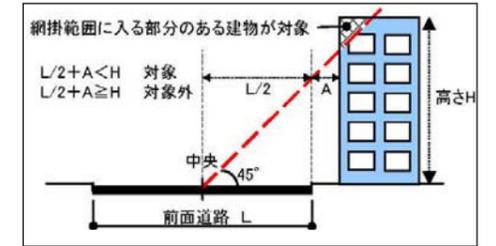
※1 建物被害 7500 棟の減災目標達成に向けた取組については、今年度公表予定の住宅土地統計調査結果を踏まえ、検討を進めます。

3 民間の特定建築物について

特定建築物とは…

- A 多数が利用する特定建築物
例) 百貨店、ホテル等で 3 階、1,000 m² 以上
小学校、中学校等で 2 階、1,000 m² 以上 など
- B 避難路沿道の特定建築物
地震災害時に応急・救急活動のために通行を確保すべき道路沿道の建築物で一定高さ以上のもの (右図参照)

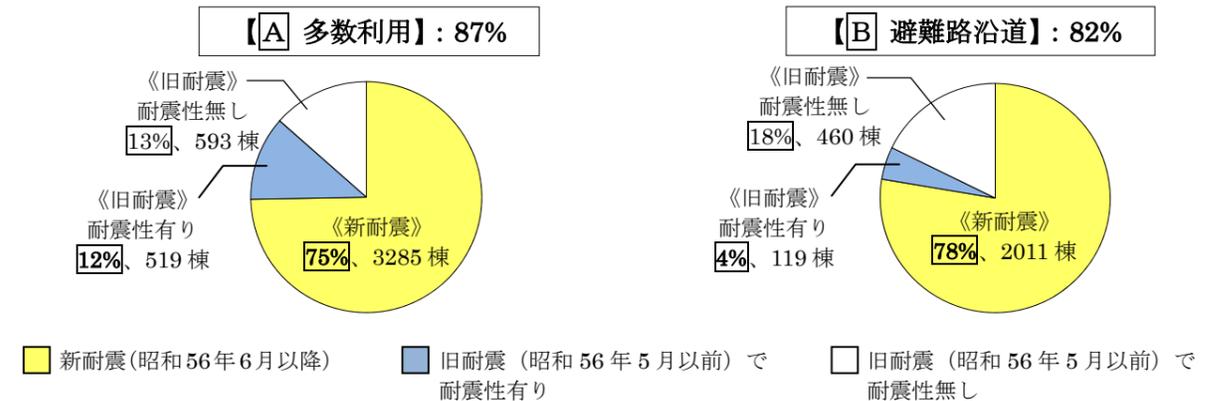
【図】避難路沿道の特定建築物



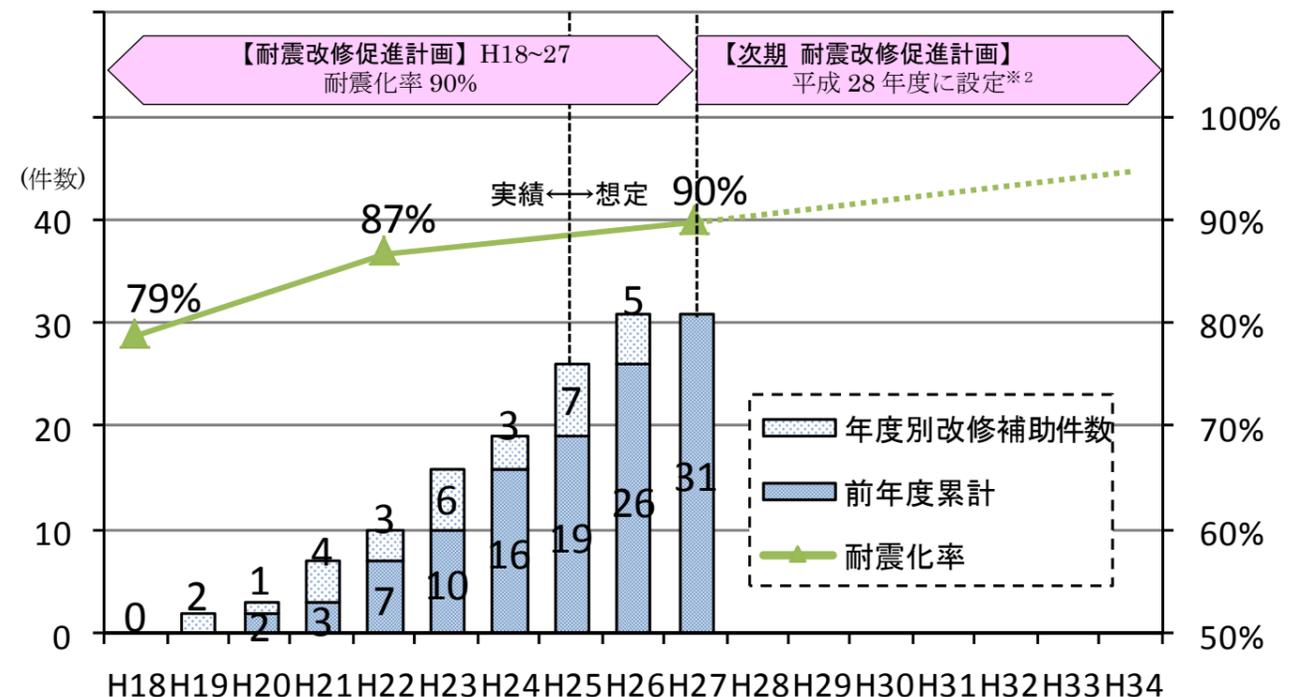
(1) 耐震化の目標値

- 横浜市耐震改修促進計画 : 平成 27 年度までに耐震化率 90%
- 横浜市地震防災戦略 : 目標値の設定は無いが、事業の位置づけ有り

(2) 耐震化率の現状値



(3) 進捗状況



※2 平成 28 年度以降の目標については、地震防災戦略や国の基本的方針、神奈川県耐震改修促進計画、住宅土地統計調査結果等を踏まえ、別途定めます。

4 減災目標達成に向けた今後の取組について

(1) 耐震補助事業の利用促進

- ・木造住宅、マンション、特定建築物の耐震診断、改修設計、改修工事に対する補助事業^{※3}の利用を促進します。(※3：【参考1】を参照)
- ・促進にあたっては、所有者に対するダイレクトメールの送付や戸別訪問などを通じて、耐震改修等への働きかけや補助制度の周知などを実施します。

(2) 義務付けられた耐震診断^{※4}の着実な実施 (※4：【参考2】を参照)

- ・義務付け対象建築物の耐震診断が期限内に着実に実施されるよう、所有者を支援します。
- ・義務付けられた耐震診断を、耐震改修に繋げるよう取り組みます。

(3) 災害時重要拠点アクセス路等の沿道建築物の耐震化促進

- ・新たな取組として昨年 11 月より開始した、災害時重要拠点アクセス路などの沿道建築物に対する耐震補助事業を通して、更なる耐震化促進に取り組みます。

(4) 防災ベッド、耐震シェルター等の利用促進

- ・様々な理由により耐震改修を実施できない場合でも建物の倒壊から命を守るよう、防災ベッドや耐震シェルター等の補助事業の利用促進に取り組みます。

【参考1】 市の耐震補助事業について

<住宅の耐震補助事業>

●木造住宅耐震改修促進事業

耐震診断の結果、耐震改修の必要性ありと診断された2階建て以下の在来軸組構法の木造戸建て住宅について、耐震改修費用の一部を補助する事業。

【木造住宅耐震】	平成 26 年 9 月 30 日までの申請	平成 26 年 10 月 1 日以降の申請
一般世帯	150 万円	75 万円
非課税世帯	225 万円	115 万円

【防災ベッド等】	平成 26 年 3 月 31 日までの申請	平成 26 年 4 月 1 日以降の申請
防災ベッド	10 万円	10 万円
耐震シェルター	10 万円	30 万円 ^{※5}

※5 平成 26 年 4 月より、補助対象装置を 3 種類から 7 種類に拡大。

●マンション耐震診断支援事業・耐震改修促進事業

旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された分譲マンションの耐震化を推進するため、耐震診断の支援や耐震改修費用の一部を補助する事業。

予備診断 ^{※6}	本診断		改修設計		改修工事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
無料	2/3	なし	2/3	なし	1/3	2～5 千万

※6 予備診断：図面確認や現地調査等により、精密な診断（本診断）の必要性を判定する簡易な診断。

<民間の特定建築物の耐震補助事業>

●特定建築物耐震診断・改修促進事業

旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された特定建築物の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修費用の一部を補助する事業。

耐震診断が義務付けられる建築物の耐震診断については、平成 25 年 11 月 25 日より、原則所有者負担の無い制度に拡充。

		義務あり			義務無し	
		補助率		限度額	補助率	限度額
		合計	(市補助+国補助)			
A 多数が利用する 特定建築物	診断	6/6	(5/6+1/6)	なし	2/3	360 万円
	設計	5/6	(2/3+1/6)	360 万円	2/3	360 万円
	工事	約 55%	(1/3+21.8%)	2～5 千万円	1/3	2～5 千万円
B 避難路沿道の 特定建築物	診断	6/6	(5/6+1/6)	なし	2/3	360 万円
	設計	5/6	(2/3+1/6)	360 万円	2/3	360 万円
	工事	約 73%	(2/3+1/15)	2～5 千万円	2/3	2～5 千万円

- ・耐震診断が義務付けられた建築物は、別途、国の直接補助が利用できます。
- ・原則として市内事業者と契約をした場合に限りませんが、耐震診断、改修設計については、平成 28 年 12 月末までに申請した場合、市外事業者と契約することができます。

【参考2】 耐震診断の義務化の概要

- ・平成 25 年 11 月 25 日の耐震改修促進法改正施行により、耐震診断の義務化が開始されました。
- ・下表①、②の建築物は、定められた期限までに耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられます。
- ・市はその内容（建物の位置、耐震診断の結果、改修等の予定など）を公表します。

	(全国一律)	(市が指定)
	①多数が利用する建築物で大規模なもの等	②避難路沿道の建築物で一定高さ以上のもの
開始時期	平成 25 年 11 月 25 日	平成 25 年 11 月 25 日
報告期限	平成 27 年 12 月 31 日	平成 28 年 12 月 31 日
対象	約 1 1 5 棟	約 6 0 0 棟
	・多数が利用する建築物で大規模なもの 例) 百貨店、ホテル等で 3 階、5000 m ² 以上 ・避難弱者が利用する建物で大規模なもの 例) 小中学校等で 2 階、3000 m ² 以上 等	・緊急交通路指定想定路線 ^{※7} 沿いの建築物 で一定高さ以上のもの。
		※7：20 路線、約 340km

横浜市地震防災戦略 行動計画 4 火災に強い都市空間の形成

1 横浜市の地震火災対策

別添「横浜市の地震火災対策」リーフレット参照

2 「建物の不燃化」施策の事業量とスケジュール（予定）

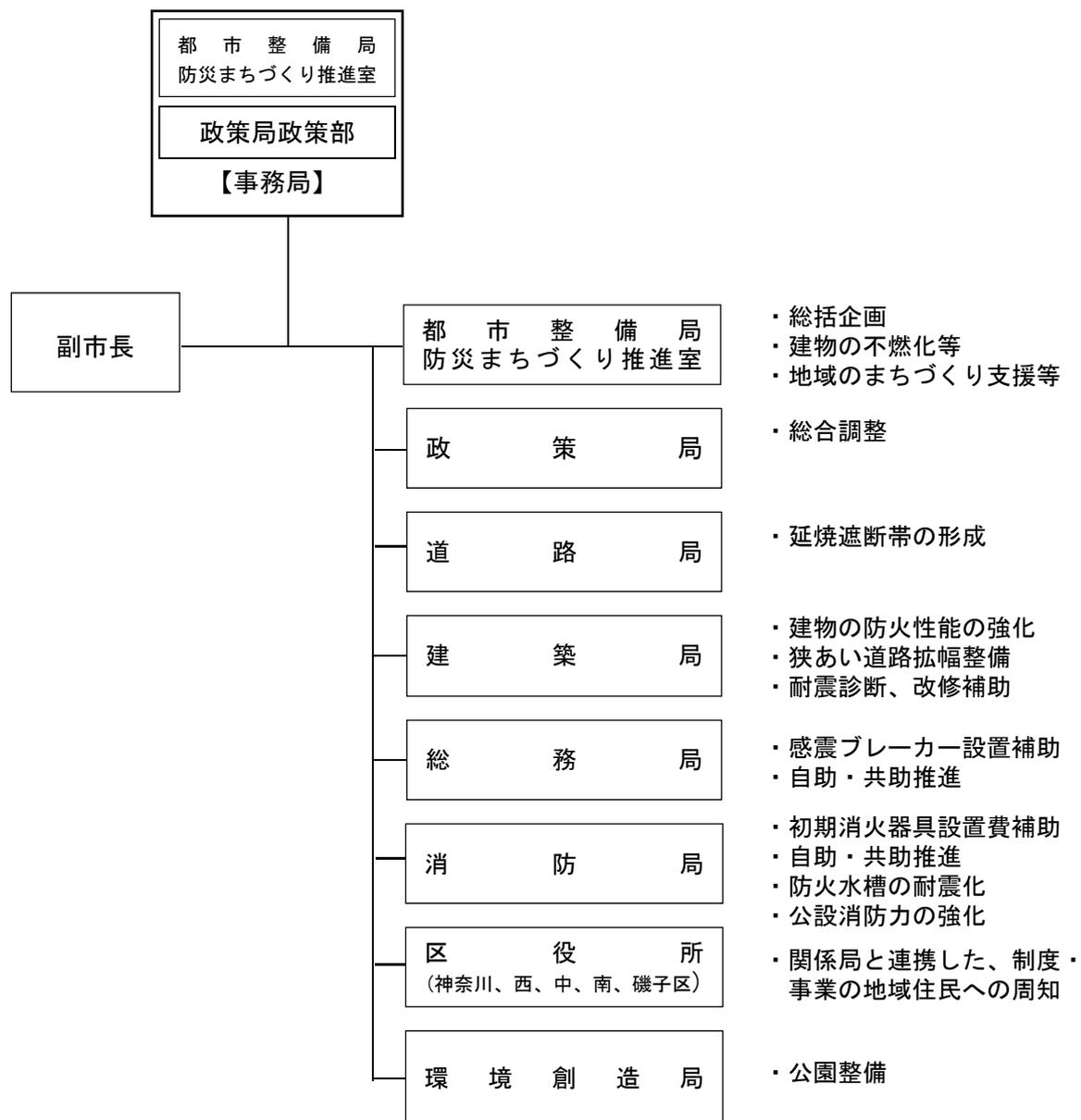
事業量		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
新たな 防火規制に 伴う 耐火性の 高い建物の 建築件数 ※1	単年度 (件)	-	-	240	780	780	780	780	780	780	780
	累計 (件)	-	-	240	1,020	1,800	2,580	3,360	4,140	4,920	5,700
不燃化推進 補助の 補助件数 ※2	単年度 (件)	-	-	120	390	390	390	390	390	390	390
	累計 (件)	-	-	120	510	900	1,290	1,680	2,070	2,460	2,850

※1 新たな防火規制は平成 27 年度内に導入予定

※2 補助件数は、建築件数の 50%を想定

3 地震火災対策の推進体制

関係区局による地震火災対策を横断的かつ継続的に進める必要があるため、平成 26 年度から地震防災戦略の目標年次となる平成 34 年度までの間、都市整備局防災まちづくり推進室(平成 26 年度新設)が中心となり、副市長をトップとするプロジェクト体制(地震火災対策推進プロジェクト)により、関係区局が包括的に対策を進めています。



対象地域

地震火災の被害は、特定の地域に集中することが想定されるため、重点的に対策を実施する地域を「対象地域」として絞り込みました。「対象地域」のうち、特に重点化が必要な地域を「重点対策地域」、それ以外を「対策地域」とします。重点対策地域の詳細な区域については、市民意見募集などの手続きを経て確定します。

対象地域の考え方

対象地域

横浜市地震被害想定(平成24年10月)をもとに、50m四方あたりの焼失棟数が5棟以上のメッシュが含まれる町丁目などを「対象地域」として絞り込みました。
(「対象地域」には、全市域の焼失棟数の約8割が含まれます。)

重点対策地域

対象地域のうち、火災による被害が特に大きいと想定される地域を「重点対策地域」としました。

対策地域

対象地域のうち、重点対策地域を除く地域を「対策地域」としました。

重点対策地域の考え方

「火災危険度」※のランクが4以上となる町丁目が隣り合い、燃え広がりが拡大する恐れのある地域を抽出しました。

補足

- 「火災危険度」のランクが3以下となる町丁目のうち、ランク4以上の町丁目が隣り合う地域に接し、一体的に燃え広がる危険性のある箇所を含みます。
- 「防火地域」など、すでに強い防火規制がかかっている箇所などは除きます。

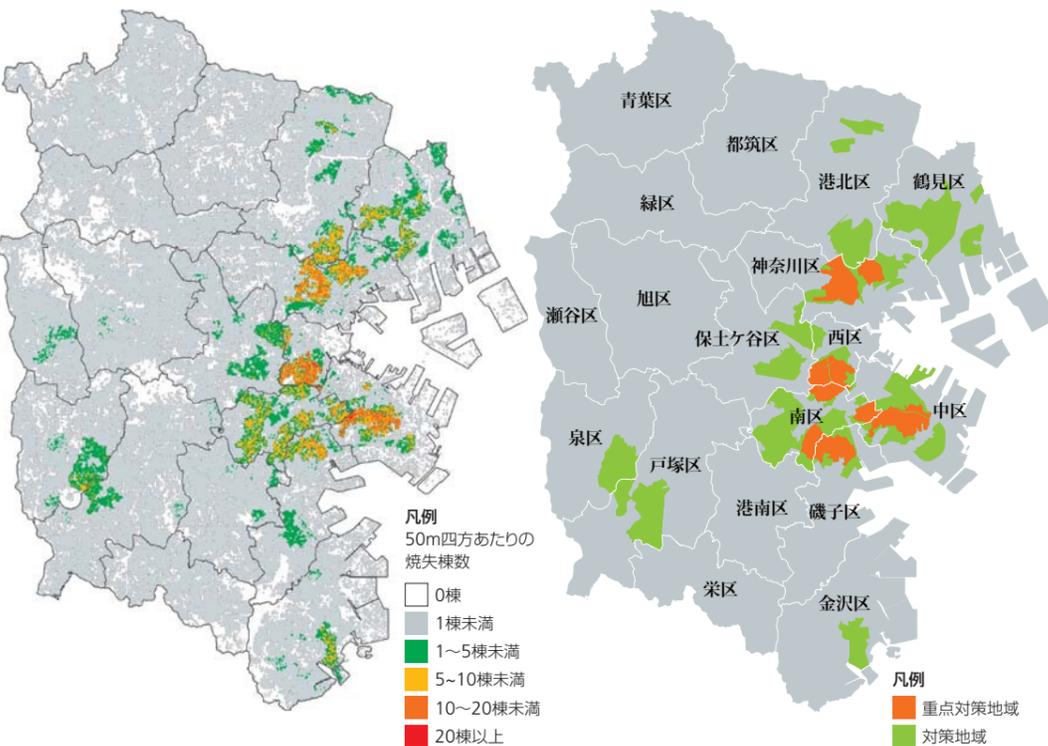
※火災危険度とは

- 火災の発生による延焼の危険性について町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、下図のように相対的に評価したものです。
- 火災危険度は、建物の構造(耐火性能)や建物の間隔などから決まります。したがって、木造建物など耐火性能の低い建物が密集し、広い道路や公園が少ない地域では高くなります。

ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
752町丁目	529町丁目	263町丁目	92町丁目	27町丁目
火災危険度が低い			火災危険度が高い	

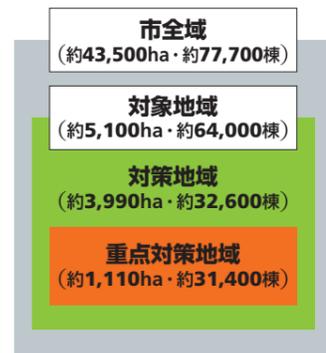
被害想定図「焼失棟数」

[元禄型関東地震(震度5強~7)冬18時、風速6m毎秒の場合]
資料：横浜市地震被害想定(平成24年10月)



重点対策地域・対策地域の区域図(案)

対象地域の考え方 (面積・焼失棟数)



パンフレットの問合せ先

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

〒231-0017
横浜市中区港町1-1 市庁舎6階
電話：045-671-2691 | 3595
FAX：045-663-8641

受付時間：
平日 8:45~12:00
13:00~17:15

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/>

平成26年6月発行



地

震による火災被害を軽減するため、全市域において減災・防災力の底上げを図ります。

更に、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現を目指します。

平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増しました。

横浜市では、「火災による被害の軽減」を重点施策の一つとして位置づけ、新たな地震火災対策の指針となる「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を平成26年3月に策定しました。

主要な施策……………2・3面
対象地域……………4面

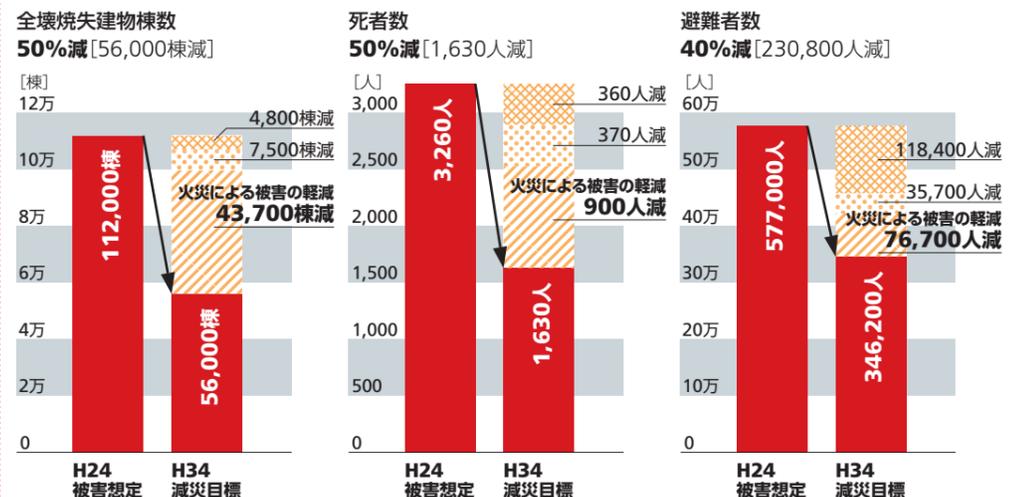
横浜市の 地震火災 対策



「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めます。



平成34年度までの減災目標 [横浜市防災計画(震災対策編)]



目標を達成するための施策：火災による被害の軽減、建物倒壊等による被害の防止、市民及び地域の防災力向上等

主要な施策

施策の対象地域(4面に掲載)を定め、その地域区分に応じ、「地域防災力・消防力向上施策」と「防災まちづくり施策」を実施します。

	地域区分		対象地域		左記以外の地域
	重点対策地域	対策地域	重点対策地域	対策地域	
A 地域防災力・消防力向上施策				防災まちづくり計画策定地区等※1	左記以外
● 初期消火器具設置費補助[スタンドパイプ式など] ※2	●	●	●	●	△
● 感震ブレーカー設置補助	●	●	●	●	—
B 防災まちづくり施策					
延焼遮断帯の形成					
● 地震火災対策重点路線の整備と沿道建物の不燃化 ※3	●	●	●	●	—
● 既設の地震火災対策重点路線の沿道建物の不燃化 ※3	●	●	●	●	—
建物の不燃化					
● 建物の耐火性能の強化[新たな建築ルールの導入]	●	—	—	—	—
● 不燃化推進補助	●	●	—	—	—
狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など					
● 狭あい道路拡幅整備 小広場・公園整備 防火水槽整備 ※4	●	●	△	△	△
● 狭あい道路拡幅補助 耐震診断・改修補助	●	●	●	●	●

※1 地域住民によるまちづくり協議会が防災まちづくり計画を策定した地区など

※2 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域を優先して実施

※3 道路の線形等により、一部対象地域外となる部分を含みます。

※4 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域(防災まちづくり計画策定地区等)を優先して実施

A 地域防災力・消防力向上施策

全市域で市民及び地域の防災力や公設消防力の向上を図ったうえで、対象地域においては、特に出火率の低減や初期消火力の強化につながる取組を実施します。

関連する補助制度

初期消火器具設置補助 [スタンドパイプ式など]

地震時の火災被害を軽減するため、地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置費の一部補助を行っています。詳細はお近くの消防署にご相談ください。

スタンドパイプ式初期消火器具



特徴

- 軽量のホースにより取扱いが容易です。
- 台車により器具の運搬が容易です。
- マンホール内の消火栓とホースの接続が容易です。

問合せ：各消防署

関連する補助制度

感震ブレーカー設置補助

近年の大震災における火災の多くが、電気による出火によるものです。地震時の電気火災を防ぐには、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」が有効です。本市では、感震ブレーカーの設置費の一部補助を行います。

電気火災とは



発熱する器具が可燃物に触れて発火 器具破損状態での再送電による発熱・発火

問合せ：総務局危機管理課 Tel.045-671-2011
http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/kanshin/

B 防災まちづくり施策

火災に強い都市空間の形成によって、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

延焼遮断帯の形成

地震火災対策重点路線※として、横浜市地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道の建物について、建物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

※地震火災対策重点路線：六角橋線[神奈川区]、汐見台平戸線[南区]など



建物の不燃化

重点対策地域では、「新たな建築ルール」の導入と建物の「不燃化推進補助」との連動により、建物の不燃化の促進を図ります。

「新たな建築ルール」とは……重点対策地域内で建物を建てる際、原則として、「準耐火建築物※」以上とすることを義務付けようとするルールです。

「新たな建築ルール」については、市民意見募集などの手続きを経て確定します。

※準耐火建築物：木造の場合は、柱やはり、壁などの建物の重要な部分を、せっこうボードなどの不燃性の材料で覆い、一定時間以上は火に耐えられる構造にしたうえで、開口部について網入りガラスなどの防火戸としたものなどをいいます。

関連する補助制度

不燃化推進補助

重点対策地域(新たな建築ルールが導入される地域)及び対策地域の一部において、老朽建築物の除却や、耐火性能の高い「準耐火建築物」以上の建物を建築する際の一部補助を行います。

問合せ：都市整備局防災まちづくり推進課 Tel.045-671-2691
http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/

狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など

避難・消防活動の円滑化・迅速化に向けた狭あい道路の拡幅や、小広場・公園、防火水槽の整備を図るとともに、建物の耐震診断や改修に係る費用の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行います。

関連する補助制度

狭あい道路拡幅補助

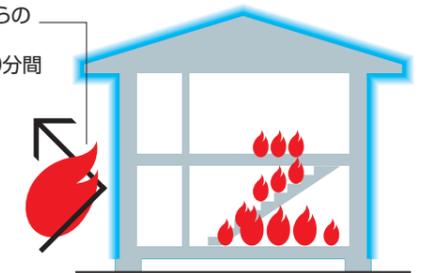
避難・消防活動の円滑化・迅速化を目的に、4m未満の道路のうち、狭あい道路整備促進路線を指定しています。指定路線の沿道では、建替えなどに伴う門・塀などの除去・移設費の一部補助や、セットバック部分の市による舗装整備を行っています。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-4544
http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoai/kyoai/

木造2階建て住宅の例

防火構造の建築物

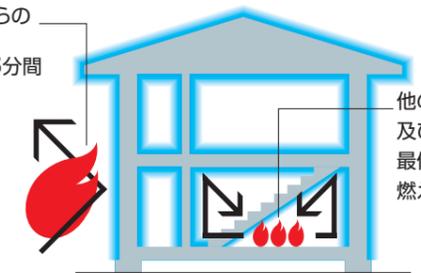
外部からの火を最低30分間防ぐ。



「新たな建築ルール」の導入

準耐火建築物

外部からの火を最低45分間防ぐ。



他の部屋及び外部へ最低45分間は燃え広がらない。

関連する補助制度

耐震診断・改修補助

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された①在来軸組構法の木造戸建住宅、②分譲マンション、③災害時の重要道路の沿道建物について、耐震診断や耐震改修費の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行います。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-2943
http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/

◆がけ地の安全対策の推進

横浜市地震防災戦略
施策 I-4 がけ崩れ対策の推進

減災対策推進特別委員会資料
平成 26 年 7 月 14 日
建 築 局

1 被害想定について（元禄型関東地震被害想定…冬の平日 18 時、北の風・風速 6m/s、最大震度 7）

崩壊の危険度が高いがけ 336 箇所の一部が崩壊	被害棟数 全壊 154 棟	死者数 7 人
-----------------------------	------------------	------------

2 がけ崩れ対策の現状

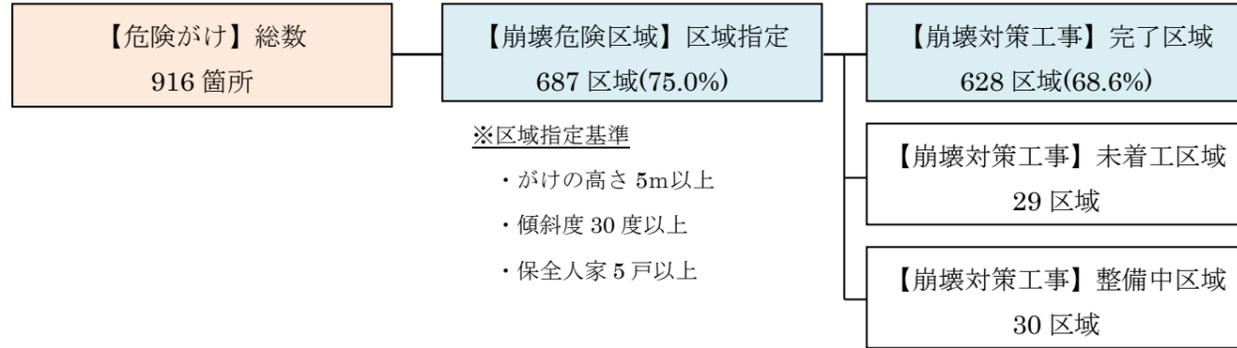
- ・市内では、大雨等によるがけ崩れが年間約 40 件程度発生
- ・予防および復旧対策として、がけ地防災対策工事助成金制度を運用
- ・発災対策として、シート掛け等を行う応急資材整備事業、板柵等を行う応急仮設工事を実施
- ・大規模ながけ地の対策として、県と連携し急傾斜地崩壊対策事業を実施

3 急傾斜地崩壊対策事業について

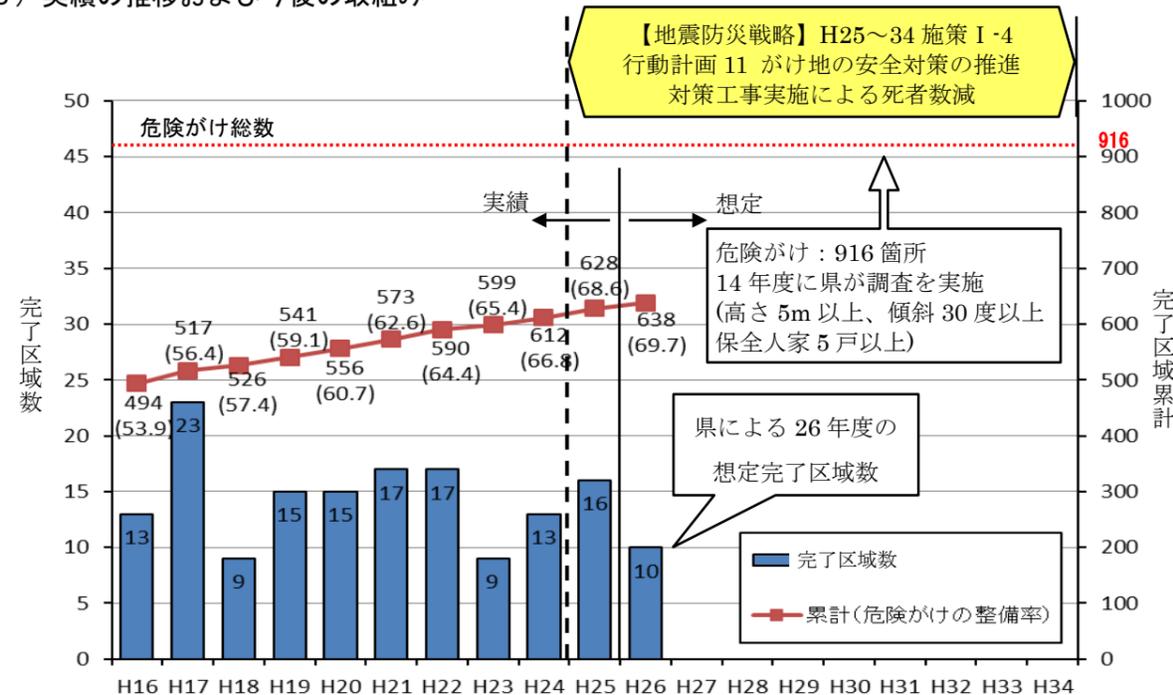
(1) 目標値

急傾斜地崩壊対策工事件数（実施設計から工事完了までの件数）：年間 60 件（～平成 34 年度）

(2) 事業の進捗状況（平成 26 年 3 月末現在）



(3) 実績の推移および今後の取組み



※減災目標達成に向けた取組みとして、崩壊の危険度が高いがけ地に近接した地域の住民に対し、地震被害想定調査結果を周知するとともに、急傾斜地事業に関する助言等を積極的に行い、県と連携して早期の区域指定、その後の対策工事へと繋げていく必要がある。

4 がけ地防災対策工事助成金制度について

(1) 目標値

がけ地防災対策工事助成金制度件数（工事完了件数）：年間 25 件（～平成 34 年度）

(2) 事業の概要

- ・地震、風水害等によるがけ崩れ災害を未然に防ぐために行う防災工事等に対する助成金制度
- ・現行制度は平成 18 年度より実施

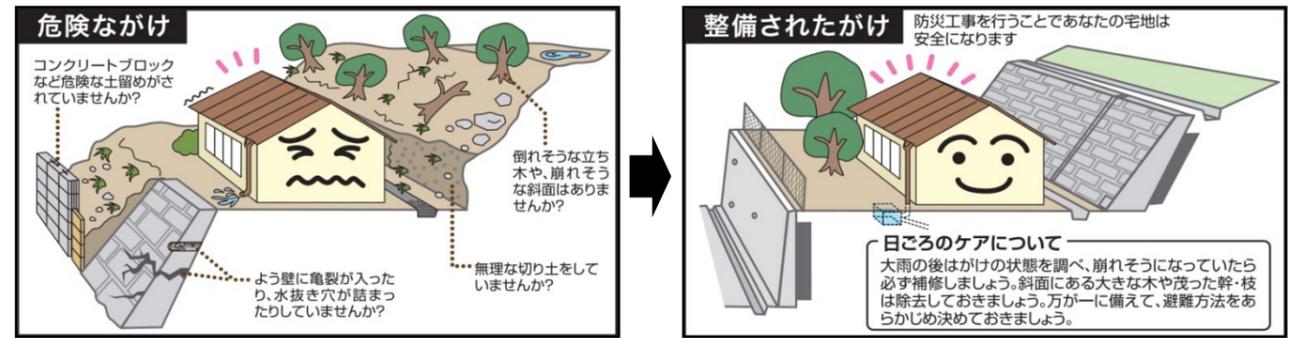
<助成金制度の各種要件など>

[対象となるがけ]

- ・自然がけ及び擁壁などの人工がけ
- ・高さが 2m 以上
- ・近くに居住用の家屋がある

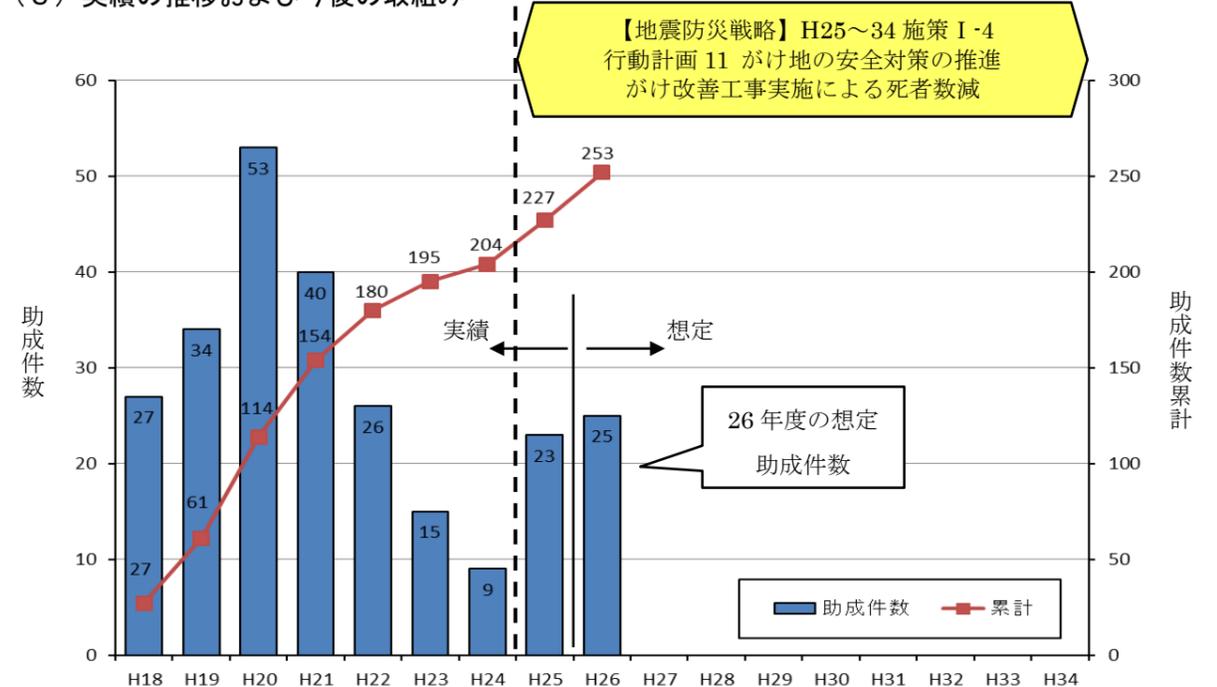
[助成金額]

- ・「工事金額の 3 分の 1 以内」または「市単価」のいずれか少ない額
- ・限度額は、がけの高さが
2m 以上 5m 未満 200 万円
5m 以上 400 万円



がけ地改善のイメージ

(3) 実績の推移および今後の取組み



※減災目標達成に向けた取組みとして、広報よこはまや町内回覧など助成金制度の P R 活動を積極的に行うとともに、パトロールなどの機会を捉えて、危険ながけ地の所有者に対して改善を働きかけることにより、改善工事を促進していくことが重要である。

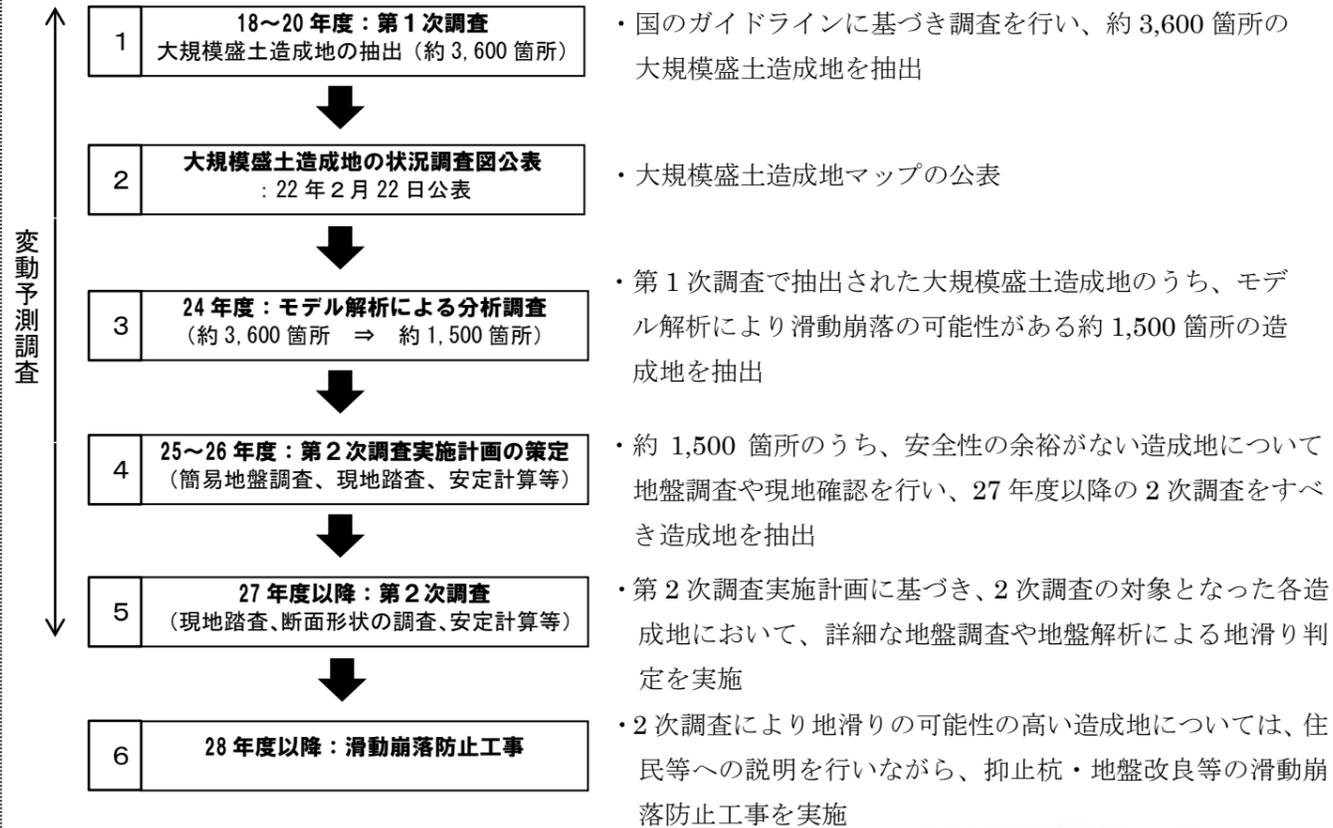
【参考1】 大規模盛土造成地の宅地耐震化について

●宅地耐震化推進事業

(1) 目的

阪神大震災や新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地(盛土の面積が 3,000 平方メートル以上)の崩壊により住宅が流出するなどの被害が発生したことから、平成 18 年度の宅地造成等規制法の改正により、宅地の耐震性を向上させ、大地震が発生した場合の大規模盛土造成地の被害を軽減することを目的として始められた事業です。

(2) 内容とスケジュール



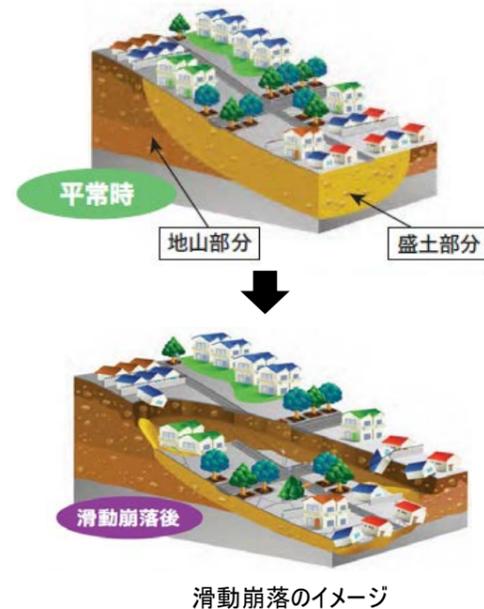
(3) 補助体系

・変動予測調査 (地盤調査)

事業主体：地方公共団体
補助率：国 1/3
補助対象：大規模盛土造成地の変動予測に
関する調査に要する費用

・滑動崩落防止工事

事業主体：地方公共団体がその費用の一部を
助成する場合
補助率：国 1/4
補助対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に
要する設計費及び工事費



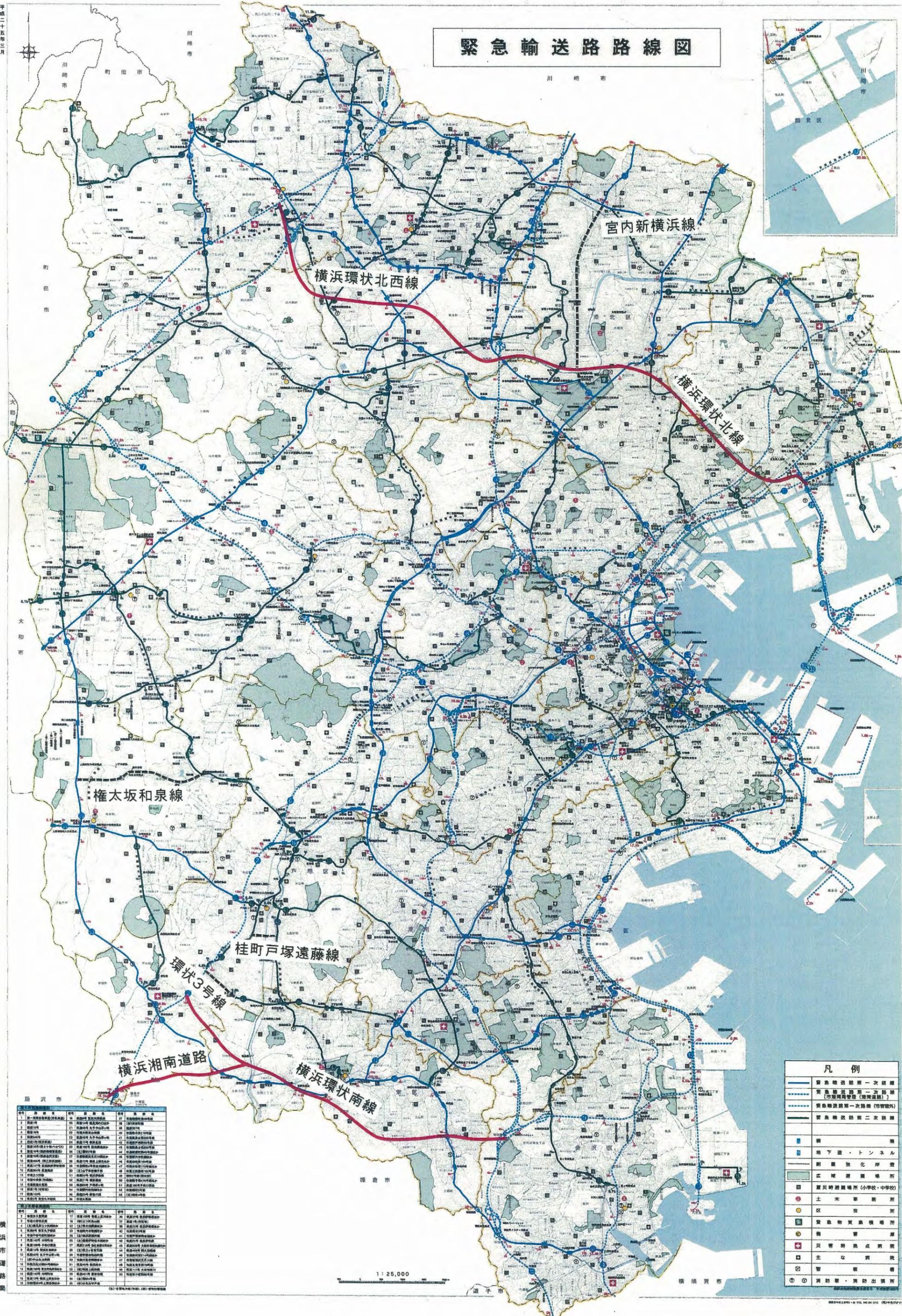
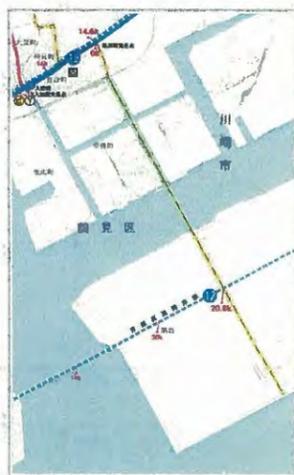
緊急輸送路等の整備

		事業量等	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
横浜環状道路等の高速道路	横浜環状北線	約8.2km	■										
	横浜環状北西線	約7.1km	■										※1
	横浜環状南線	約8.9km	■									※2	
	横浜湘南道路	約7.5km	■									※2	
相模鉄道本線	星川～天王町の高架化	—	■										
橋梁の地震対策 (老朽橋の架替えを除く)	一般橋梁の地震対策の完了	173橋	■										
歩道橋の耐震補強	緊急輸送路等優先順位の 高い歩道橋	101橋	■										
路面下空洞調査	緊急輸送路及び 重要施設との接続道路	約380km	■										
	幹線道路等	約600km	■										
緊急輸送路等の整備 (整備促進路線)	宮内新横浜線、権太坂和泉線、 環状3号線、桂町戸塚遠藤線 等	—	■										

※1 事業期間の短縮を検討

※2 土地収用法に基づく手続きによる用地取得等が速やかに完了する場合

緊急輸送路路線図



凡例

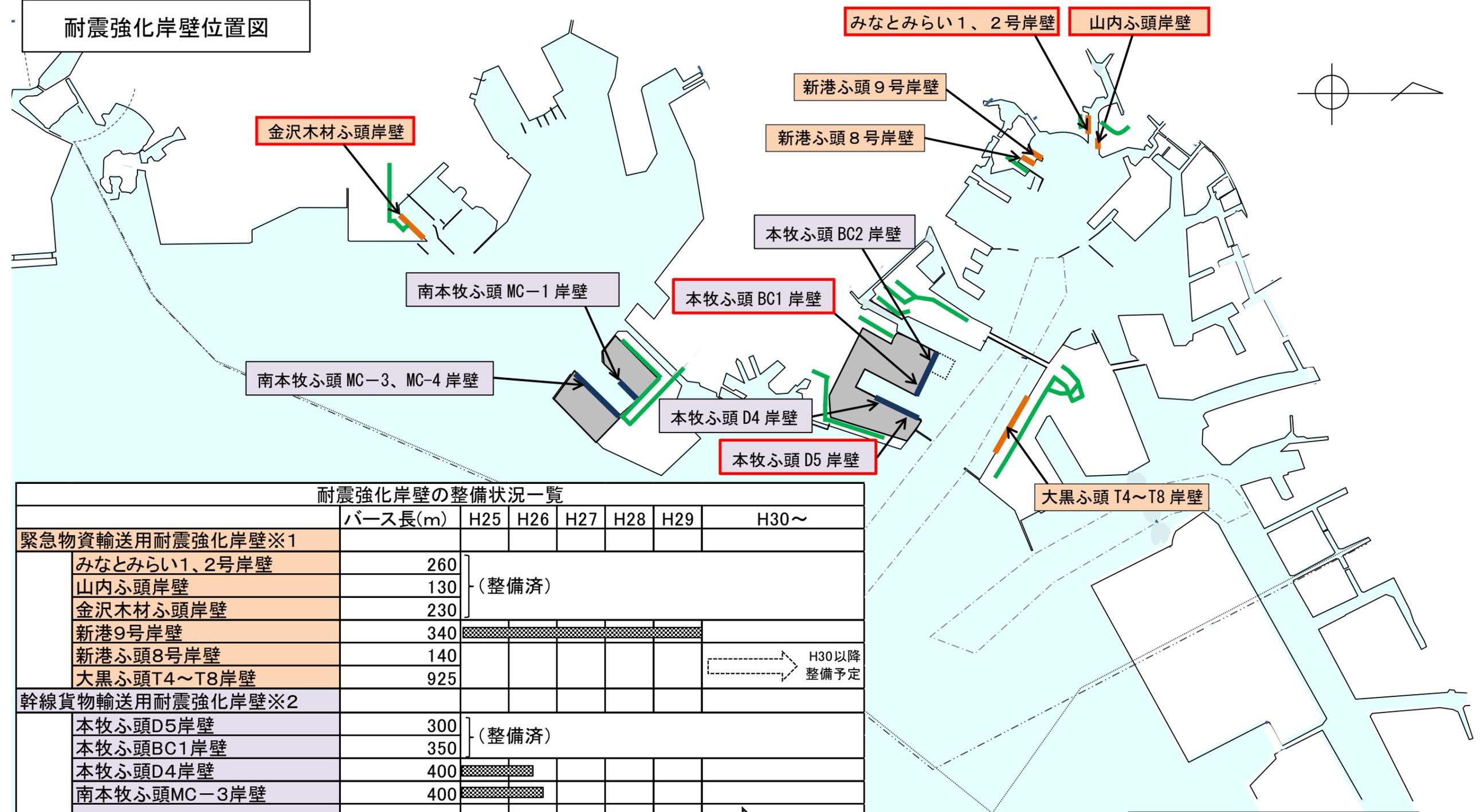
- 緊急輸送路第一次路線 (市道河川管理(地河道路))
- 緊急輸送路第二次路線 (市道河川管理(地河道路))
- 緊急輸送路第一次路線 (市道河川管理(地河道路))
- 緊急輸送路第二次路線 (市道河川管理(地河道路))
- 橋
- 地下道・トンネル
- 耐震強化標度
- 広域避難場所
- 児童時避難場所 (小学校・中学校)
- 土木事務所
- 区役所
- 緊急物資集積場所
- 緊急時拠点病院
- 主な病院
- 警察署
- 消防署・消防出張所

路線番号	路線名称	起点	終点
1	第一環状線(市道河川)
2	第二環状線(市道河川)
3	第三環状線(市道河川)
4	第四環状線(市道河川)
5	第五環状線(市道河川)
6	第六環状線(市道河川)
7	第七環状線(市道河川)
8	第八環状線(市道河川)
9	第九環状線(市道河川)
10	第十環状線(市道河川)
11	第十一環状線(市道河川)
12	第十二環状線(市道河川)
13	第十三環状線(市道河川)
14	第十四環状線(市道河川)
15	第十五環状線(市道河川)
16	第十六環状線(市道河川)
17	第十七環状線(市道河川)
18	第十八環状線(市道河川)
19	第十九環状線(市道河川)
20	第二十環状線(市道河川)

1:25,000

耐震強化岸壁の整備状況

耐震強化岸壁位置図



耐震強化岸壁の整備状況一覧

	バース長(m)	H25	H26	H27	H28	H29	H30~
緊急物資輸送用耐震強化岸壁※1							
みなとみらい1、2号岸壁	260	} (整備済)					
山内ふ頭岸壁	130						
金沢木材ふ頭岸壁	230						
新港9号岸壁	340	}					
新港ふ頭8号岸壁	140	}					
大黒ふ頭T4~T8岸壁	925	}					
幹線貨物輸送用耐震強化岸壁※2							
本牧ふ頭D5岸壁	300	} (整備済)					
本牧ふ頭BC1岸壁	350						
本牧ふ頭D4岸壁	400	}					
南本牧ふ頭MC-3岸壁	400	}					
南本牧ふ頭MC-4岸壁	400	}					
本牧ふ頭BC2岸壁	350	}					
南本牧ふ頭MC-1岸壁	350	}					

※1 緊急物資輸送用耐震強化岸壁 災害時に緊急物資や復旧資機材の海上輸送拠点としての役割を担う岸壁
 ※2 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁 災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支えることを目的とした岸壁

凡 例

- 緊急物資輸送用耐震強化岸壁
- 幹線貨物輸送用耐震強化岸壁
- 整備済の耐震強化岸壁
- 緊急輸送路 (港湾局管理)